

平成24年3月

建設業者団体 各位

財団法人 建設業振興基金
理事長 内田 俊一
(公印省略)

「建設業税財務講習会」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当財団の業務につきまして格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では建設業者の財務管理能力強化事業の一環として、従来から建設業の財務・税務知識等の普及を目的とした標記講習会を実施しており、平成24年度についても、別添の「建設業税財務講習会実施要領」に基づき行うこととしております。

貴団体におかれましては、別添要領をご確認いただき、標記講習会の開催につきご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、講習会の実施を計画される場合は、担当宛てご連絡くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

【担当】 業務第二部 由井・土井

Tel : 03-5473-4576 Fax : 03-5473-1593

建設業税財務講習会実施フロー

- 【共催団体様】
- ・ 講習会実施希望日、希望コースを選定する。(基金担当者と打合せのうえ)
 - ・ 実施計画書(別紙1)を作成し、基金に送付する。



- 【振興基金】
- ・ 実施計画書に基づき、講師の手配を行う。
 - ・ 実施団体に対し、決定通知書(別紙2)により通知を行う。



- 【共催団体様】
- ・ 決定通知書に基づき、会場の手配を行う。
 - ・ 広報を行い、参加希望者を集める。



- 【振興基金】
- ・ 実施日1週間ほど前に予定者数の確認を行い、講習会テキスト及び参考資料を送付する。



- 【共催団体様】
- ・ 税財務講習会を実施する。
 - ・ 講習会終了後、実施報告書(別紙3)により基金に報告する。
 - ・ 実施経費等を基金指定口座に振り込む。

ご不明な点、ご要望等ございましたら下記までご連絡ください。

【基金担当者】 業務第二部 由澤・土井 TEL 03-5473-4576

平成24年度建設業税財務講習会実施要領

1. 目的

建設業税財務講習会（以下「講習会」という。）は、建設業における財務管理強化事業の一環として、税務会計、財務会計及び関連部門に係る知識の普及と処理能力の向上を図り、企業の経営改善に資することを目的とする。

2. 講習会の実施

講習会は、建設業団体（以下「団体」という。）と財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）が共催で実施する。

3. 講習会実施計画書の提出

講習会の実施を希望する団体は、開催希望日の1か月前までに、「建設業税財務講習会実施計画書」（別紙1）を基金に提出する。

4. 講習科目

講習科目は原則として、団体が別表に掲げる建設業税財務講習会カリキュラム一覧の中から選択する。

5. 開催の調整等

基金は、団体より提出された第3項に規定する実施計画書に基づき、開催日の調整をすみやかに行い、「建設業税財務講習会実施決定通知書」（別紙2）を団体に通知する。

6. 講習会実施に係る業務分担

団体は、前項に規定する実施決定通知書を受領後、直ちに会場の確保、受講者の募集、申込の受付、受講料の受領等の業務及び講習会当日の管理運営業務を行う。

基金は、講師の派遣、テキストの選定・送付等の業務を行う。

7. 受講料

前項に規定する標準的な受講料は、1科目につき5,000円とし、団体が設定するものとする。受講料は申込の際に徴収し、欠席者に対しても返還しない。

8. 実施報告書の提出

団体は、講習会終了後、すみやかに「建設業税財務講習会実施報告書」（別紙3）を基金に提出する。

9. 経費の支弁等

団体は、講習会終了後1か月以内に、受講料収入額の中から次に掲げる区分に応じた金額を基金の指定する口座に振り込み、基金は、当該金額をもって、講師謝金等の講習会業務に要する経費に充てる。

団体は、受講料収入額から基金へ振り込みした金額を控除した額をもって、会場費等講習会現地業務に要する経費に充てる。

- 一 受講者が50人未満の場合 1回の講習につき、150,000円
- 二 受講者が50人以上の場合 1回の講習につき、受講者数に2,500円を乗じた金額に25,000円を加算した金額

10. 雑則

この実施要領に定めのない事項については、必要に応じ、基金と団体において別途協議して行うものとする。

(別紙1)

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 内田 俊一 殿

(団体名)

(代表者名)



建設業税財務講習会 実施計画書

1 実施希望日時	平成 年 月 日 () : ~ :
2 予定会場	(名称) (所在地) TEL — — ※会場地図を添付して下さい
3 講習科目	
4 受講予定者数	人
5 御担当者名	

(別紙2)

平成 年 月 日

殿

財団法人 建設業振興基金
理事長 内田 俊一

建設業税財務講習会 実施決定通知書

1 実施日時	平成 年 月 日 () : ~ :
2 会場	
3 講習科目	
4 講師	※別添プロフィール参照

(注) 講習終了後、実施要領9に規定する経費(基金分)を下記口座にお振込下さい。

【口座】

金融機関名	三菱東京UFJ銀行 東京公務部
口座番号	普通預金 807
口座名義	財団法人 建設業振興基金

(別紙3)

平成 年 月 日

財団法人 建設業振興基金
理事長 内田 俊一 殿

(団体名)

(代表者名)



建設業税財務講習会 実施報告書

1 実施日時	平成 年 月 日 () : ~ :
2 会場	
3 受講者数	* _____ 人 (うち欠席者数 _____ 人)
4 実施経費 (基金振込分)	受講者(上記3*)が50人未満の場合 →150,000円 受講者(上記3*)が50人以上の場合 →(受講者数×2,500円)+25,000円
	∴ 実施経費 (基金振込分) _____ 円
5 振込予定日	平成 年 月 日

御担当者名 ()

平成24年度 建設業税財務講習会カリキュラム一覧

下記のA～Dが標準コースとなりますが、他の内容につきましても、企画・教材提供・講師手配が可能で
す(例：取引先企業の与信管理、工程改善によるコストコントロール、等)。

ご要望等につきましては、担当者までお知らせいただきたく、よろしく願いいたします。

Aコース 建設業経営に係る税務

主な内容： 建設業においては、収益の計上時期・計上基準、工事に係る雑収入の処理、仮設材の取得費用など、税務上問題となることが多い事項があります。また、交際費、寄附金、使途秘匿金、近隣対策費など、受注に関連する費用が、税務上は損金と認められない場合もあります。本講習では、請負業務において留意すべき税務上の項目を解説します。

講習時間：3時間程度

Bコース 工事契約の会計

主な内容： 「工事契約に関する会計基準」の設定により、完成工事高の計上は原則として工事完成基準から工事進行基準に変更されました。また、中小企業の会計のあり方を示す「中小企業の会計に関する指針」においても、会計基準と同様の取扱いとなっています。本講習では、これらの基準や指針を適用する上での留意点等につき解説を行うほか、この会計処理が経営事項審査に与える影響等についても触れていきます。

講習時間：3時間程度

Cコース 中小建設業経営におけるキャッシュ・フロー

主な内容： 企業経営において、キャッシュ・フローを理解することは不可欠であり、上場企業等においては「キャッシュ・フロー計算書」を作成することが求められています。また、経営事項審査にキャッシュ・フローの概念をもとにした審査項目が取り入れられるなど、中小企業においてもキャッシュ・フローを無視した経営は成り立ちません。本講習では、キャッシュ・フローの意義や分類、中小企業において留意すべき事項、会計上のキャッシュ・フローと経営事項審査におけるキャッシュ・フローの相違等をわかりやすく解説します。

講習時間：3時間程度

Dコース 経営事項審査の概要と改正の要点

主な内容： 中央建設業審議会において、経営事項審査の見直しが検討され、近日中には改正される予定です。本講習では、現状の経営事項審査におけるすべての審査項目及び審査基準について詳細に解説するほか、改正が予定されている内容、評点アップへ向けて取り組むことが望ましい事項等についても説明していきます。

講習時間：3時間程度